

半島振興計画の変更について

平成27年12月15日(火)

国土交通省国土政策局

国土審議会半島振興対策部会における半島振興に係る検討

平成24年6月から国土審議会半島振興対策部会において順次検討が行われ、平成26年5月に「中間とりまとめ」を公表した。

平成24年6月 第4回半島振興対策部会

- ・半島振興計画の実施状況、半島地域の現況

平成24年11月 第5回半島振興対策部会

- ・現地調査(紀伊半島)の実施現地開催 等

平成25年6月 第6回半島振興対策部会

- ・半島地域の条件不利性の現状
- ・道府県による半島振興計画の達成度の評価 等

平成26年1月 第7回半島振興対策部会

- ・今後の半島振興の検討と関係する諸情勢
- ・今後の半島振興の方向性(先進事例を踏まえた検討)

平成26年4月 第8回半島振興対策部会

- ・中間とりまとめ(案)

平成26年5月 中間とりまとめ 公表



立法府における議論の上、平成27年3月31日に議員立法により、法期限の10年延長、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充等を内容とする半島振興法の一部を改正する法律案が全会一致で成立。

なお、参議院国土交通委員会において、半島地域の生活の質の向上を図るため、ユニバーサルサービス提供実態の調査分析及び確保のために必要な具体的措置の実現を政府に求める附帯決議がなされている。

半島地域の自立的な発展を促進するため、半島振興法の期限を10年間延長するとともに、目的規定の改定、半島振興計画計画事項の拡充、配慮規定の追加等の措置を講じる。

背景

- 三方を海に囲まれ、平地に恵まれない等の国土利用の面での制約を抱える半島地域に対し、半島振興法の下で各般の振興施策を実施
- これまでの取組により一定の成果が上がっているものの、①人口減少・高齢化が進行、社会減少も続いている、②地域経済も厳しさを増している、等の状況から、引き続き、半島地域の振興のため支援していくことが必要

改正の概要

○ 法期限の10年間延長(平成37年3月31日まで) (附則第2項)

○ 半島振興計画の計画事項の拡充 (第4条)
(交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化)

○ 国及び地方公共団体の配慮規定の追加等 (第12条の2～第15条の4)

- | | |
|-----------------|----------|
| ①地域公共交通の活性化及び再生 | ⑤生活環境の整備 |
| ②情報通信面の格差の是正 | ⑥医療の確保 |
| ③その他の産業の振興 | ⑦観光の振興 |
| ④就業の促進及び教育の充実 | ⑧防災対策の推進 |

○ 目的規定を改定し、「定住の促進」を追加等 (第1条)

○ 多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設 (第6条)

○ 市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設 (第9条の2～第9条の11)

○ 地方税の不均一課税時の減収補填措置に関する規定の所要の改正 (第17条)

○ 主務大臣を追加(文部科学、厚生労働、経済産業、環境) (第19条)

半島振興計画の変更について

半島振興計画について

- 半島振興法第3条第1項に基づき、半島地域の指定があったときに関係道府県が作成し、国土審議会の意見を聴いた上で主務大臣が同意。過去3回の法延長等にあわせ改定
- 半島振興対策実施地域を一体としてとらえ、長期的視点に立って広域的かつ総合的な振興に関して作成する計画
- 地域の豊かな地域資源を活かしつつ、創意工夫と主体的取組による半島地域の自立的発展を目指す

半島振興計画の構成例

1 基本的方針

- (1)概況
- (2)現状及び課題
- (3)振興の基本的方向及び重点とする施策

(4)水資源の開発及び利用

- ・水資源確保対策
- ・水資源の利用

(8)教育及び文化の振興

- ・地域振興に資する多様な人材育成
- ・教育・文化施設等の整備
- ・地域文化の振興

2 振興計画

(1)交通通信の確保

- ・交通施設の整備
- ・地域における公共交通の確保
- ・情報通信関連施設の整備

(5)生活環境の整備に関する事項

- ・下水道、廃棄物処理施設等の整備
- ・公園等の整備の推進
- ・住宅関連対策
- ・生活サービスの持続的な提供

(9)地域間交流の促進

- ・地域間交流の促進のための方策

(2)産業の振興及び観光の開発

- ・農林水産業の振興
- ・商工業の振興
- ・観光の開発

(6)医療の確保等

- ・医療の確保を図るための対策

(10)国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

- ・国土保全施設等の整備
- ・防災体制の強化

(3)就業の促進

- ・就業促進対策

(7)高齢者の福祉その他福祉の増進

- ・高齢者の福祉の増進
- ・児童福祉その他の福祉の増進

(11)その他半島振興に必要な事項

※下線部は今回拡充等された項目

半島振興法の改正及び制度拡充

<法改正>

- 法期限の10年間の延長
- 目的規定への「定住の促進」の位置づけ
- 「定住の促進を進めるための計画事項の拡充・追加
(交通通信の確保、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化)



半島振興計画の主な変更内容

- 概ね平成27年から平成36年までの10年間を計画期間とした計画(各半島地域)
- 半島振興の方向性として「定住の促進」を明確化
 - ・豊かさを実感できる地域の実現により、移住・定住を促進し、本地域における人口の社会増減の改善を目指す(紀伊地域)
 - ・定住の受け皿として空き家バンクの充実や質の高い住宅の確保に努めるとともに、生活環境・居住環境の向上に努め、定住促進を図る(江能倉橋島地域)
- 追加された計画事項に係る記載の追加
 - ・北海道新幹線開業を契機とした新たな交通ネットワークの形成(渡島地域)
 - ・雇用創出や産業人材育成のため、企業立地の促進や求人・求職のマッチングの推進、公共職業訓練の実施(島根地域)
 - ・高齢者が安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築(能登地域)
 - ・犠牲者ゼロを目指し、津波から「逃げ切る！」支援対策プログラムの推進等(紀伊地域)

半島振興法の改正及び制度拡充

<制度拡充>

- 半島振興広域連携促進事業の創設
- 半島振興道路整備事業債の拡充



半島振興計画の主な変更内容

- 多様な主体が連携して広域的に実施する取組の推進
 - ・地域の特色・可能性に根ざした振興を図る観点に立って、国、県、市町村などの公共団体はもとより、地元経済団体、地域づくり団体等をも含む多様な主体が、半島地域を一体としてとらえた半島全体に事業効果が及ぶ事業を実施(津軽、下北地域)
 - ・住民自身が多様な主体と連携・協働して、ビジネス的手法により新しい仕事や働き方で地域課題を解決し、自分たちで継続的な地域づくりに取り組む(丹後地域)
- 防災機能強化に資する道路整備の推進
 - ・地域の生活や利便性の向上や半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶなど防災機能強化に資する路線の整備を推進する(房総地域)
 - ・地域の観光等の振興を図るとともに、防災機能強化を図るため、被害が発生した場合の救助・救護活動や生活支援に資する道路の整備を進める(伊豆中南部地域)
 - ・防災機能強化を図るため、災害発生時の避難ルートや救助・救援活動、生活支援に資する路線の整備を推進する(国東地域)